

## 【議 事】

### 受益者負担金第6負担区の区域及び単位負担金額について

#### 1. 第6負担区の区域

【総面積】 88.1ha

別紙区域図に示すとおり

馬場崎町、大正町、浜ノ町の全部

明治町、蓮池町、上道町、中野町、三軒屋町の一部

※現行の事業認可区域内を整備予定だが、負担区が定められていない。

#### 2. 単位負担金額

##### (1) 基本的な考え方

これまでは、対象事業費(地方単独費)の面積㎡当り算出額を目安とし、周辺都市の動向等を考慮して決定している。

※境港市公共下水道事業受益者負担金に関する条例第4条

負担区の負担金の総額は、当該負担区における汚水に係る末端管渠の整備に要する地方単独費の範囲内の額とする。

【参考】下水道財政研究委員会(旧建設省)の負担金の総額に対する提言

○事業費の1/3～1/5程度とする。(昭和36年第1次)

○末端管渠整備費相当額を目安とする。(昭和48年第3次～昭和60年第5次)

○他都市の負担の水準を勘案する。(昭和54年第4次)

##### (2) 対象事業費 950百万円

下表の事業費のうち、地方単独費を対象事業費とする。

◇ 第6負担区の事業費(汚水管渠)

事業区分	事業費	備 考
総事業費	2,390百万円	延長25.3km、処理場、雨水は除く
補助事業費	1,440百万円	延長13.5km
◎地方単独費	950百万円	延長11.8km

##### (3) 対象面積 70.5ha

第6負担区の総面積88.1ha から、道路等の賦課対象外として2割を控除する。

#### (4) 単位負担金額の算出

- ① 対象事業費 950百万円  
② 対象面積 70.5ha  
③ 単位負担金額 = ① ÷ ② × 負担率

負担率	単位負担金額(円/㎡)
1	1,348
1/2	674
1/3	449
1/4	337
1/5	270

#### (5) 既存負担区との比較

- ① 補助事業の対象となる污水管渠の範囲が、平成20年度から大幅に広がったため、第5負担区からは補助事業費の割合が増え、対象事業費の割合が減少している。

◇ 補助事業の対象となる污水管渠

項目	平成19年度まで	平成20年度以降
下水排除量	20m <sup>3</sup> /日以上	3m <sup>3</sup> /日以上

- ② 対象事業費の減少の影響が大きいいため、第4負担区と比べて第5負担区以降の単位負担金額の算定額は2割弱程度低くなっている。
- ③ 第2～第5負担区の420円/㎡に対して、今回は負担率1/3の449円/㎡が最も近い金額(+29円/㎡)に相当する。
- ④ 第5負担区における負担率1/4の327円/㎡と比較すると、今回の負担率1/4の金額は337円/㎡で同程度となっている。

#### (6) 単位負担金額の決定

- ① 前回の審議会(平成20年度)では、第5負担区の1/4相当額が327円/㎡と、第2～第4負担区の420円/㎡を下回っていたが、下記の理由を考慮して1/3相当額を目安として同額に決定している。

○受益者としての応分の負担

○既存負担区との平等性

○市の財政状況を考慮し、市税による負担を軽減

- ② 上記を勘案すれば、第6負担区の単位負担金額についても、第5負担区と同様に **420円/㎡とするのが適当**と考えられる。